

大和駅東側第4地区地区計画

名称	大和駅東側第4地区地区計画		
位置	大和市大和南一丁目地内		
面積	約1.2ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、相模鉄道本線と小田急江ノ島線の交通結節点である大和駅周辺地区に位置し、にぎわいの拠点としての街づくりを目指している。そのため、本地区計画は、プロムナードを活かした街並みの整備を行うことにより、中心市街地にふさわしい安全でにぎわいのある都市環境の形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	市街地再開発事業による一体的かつ合理的な高度利用を図るとともに、公益施設・商業施設・駐車場の機能を複合的に配置し、調和のとれた土地利用を図る。 また、安全で快適な歩行者空間やオープンスペースを確保することにより、にぎわいとうるおいのある都市空間の創出を図る。	
	地区施設の整備の方針	都市機能の向上を図るとともに、周辺住民の利便性を高めるために、区画道路を配置する。 また、安全で快適な歩行者空間を確保するために、都市計画道路3・4・1号藤沢町田線及び都市計画道路3・5・14号大和駅東線沿いに歩道状空地を設ける。	
	建築物等の整備の方針	中心市街地にふさわしい安全でにぎわいのある都市環境並びに良好な都市景観の形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限について定める。	
	緑化の方針	にぎわいとうるおいのある街並みを形成するため、敷地内緑化及び公共空間の緑化に努める。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	幅員 8m～約13m 延長 約140m
		歩道状空地	幅員 2m 延長 約180m
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 倉庫業を営む倉庫 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（都市計画道路8・6・1号大和歩行者専用道7号線の道路境界線を除く。）までの距離は、2.0m以上とする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外広告物は、周辺環境に配慮した意匠及び色彩とする。	

「地区計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

